第60期決算公告

令和７年３月27日
名古屋市中村区宿跡町一丁目40番地
太田産業株式会社
代表取締役　太田　　明

貸借対照表の要旨（令和６年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	397,048
	固定資産	771,479
	合計	1,168,528
負債及び純資産の部	流動負債	426,145
	固定負債	216,144
	株主資本	526,238
	資本金	20,000
	利益剰余金	509,738
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	504,738
	（うち当期純利益）	(46,496)
	自己株式	△3,500
	合計	1,168,528

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、甲は乙の不動産事業部門に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）左記のとおりです。

令和七年三月二十七日
名古屋市中村区宿跡町一丁目四〇番地
（甲）ＯＴＳホールディングス株式会社
代表取締役　太田　明
名古屋市中村区宿跡町一丁目四〇番地
（乙）太田産業株式会社
代表取締役　太田　明

第５期決算公告

令和７年３月27日
東京都渋谷区恵比寿四丁目20番３号
株式会社ヴィーボ
代表取締役　副島　勇樹

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	105,469
	固定資産	767
	資産合計	106,236
負債及び純資産の部	流動負債	37,778
	株主資本	68,458
	資本金	2,500
	資本剰余金	2,500
	資本準備金	2,500
	利益剰余金	63,458
	その他利益剰余金	63,458
	（うち当期純損失）	(8,344)
	負債・純資産合計	106,236

第６期決算公告

令和７年３月27日
東京都渋谷区恵比寿４―20―３
恵比寿ガーデンプレイスタワー19Ｆ
Ｓｐｒｅａｄｙ株式会社
代表取締役　佐古　雅亮

貸借対照表の要旨　（令和６年４月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	74,859	流動負債	59,082
固定資産	109,362	固定負債	124,241
		株主資本	△52,100
		資本金	76,844
		資本剰余金	75,844
		資本準備金	75,844
		利益剰余金	△204,789
		その他利益剰余金	△204,789
		（うち当期純損失）	(1,624)
		新株予約権	53,000
資産合計	184,222	負債・純資産合計	184,222

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を千三百二十円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年三月二十七日
東京都渋谷区恵比寿四―二〇―三恵比寿ガーデンプレイスタワー一九Ｆ
Ｓｐｒｅａｄｙ株式会社
代表取締役　佐古　雅亮

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,286	流動負債	525
固定資産	797	賞与引当金	130
有形固定資産	326	役員賞与引当金	23
無形固定資産	6	固定負債	2,734
投資その他資産	465	株主資本	53
		資本金	1,364
		資本剰余金	1,363
		資本準備金	1,363
		利益剰余金	△2,673
		その他利益剰余金	△2,673
		（うち当期純損失）	(2,673)
		自己株式	△1
		評価・換算差額等	△14
		その他有価証券評価差額金	△14
		新株予約権	786
資産合計	4,084	負債・純資産合計	4,084

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十三億三千六百四十七万七千八百六十六円、資本準備金の額を十三億三千六百四十七万七千八百六十五円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年三月二十七日
東京都千代田区有楽町一丁目一番二号
株式会社ヘリオス
代表執行役　鍵本　忠尚

資金決済に関する法律第20条第１項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

「TAKARA GOLF MEMBERS CARD」のサービス終了にあたり、資金決済に関する法律第20条第１項に基づき、未使用の残高の払戻しをいたします。
＜払戻しを行う前払式支払手段の発行者の商号＞　株式会社エイユウ
＜払戻しに係る前払式支払手段の種類＞　TAKARA GOLF MEMBERS CARD
＜払戻しの申出期間＞　2025年３月27日（木）～2025年６月30日（月）
上記の申出期間内にお申し出頂けない場合には、この払戻し手続きから除斥されます。
＜払戻しの申出方法＞　タカラゴルフセンター受付（受付時間９：00～17：00　※ＧＷ期間の５／３～５／６を除く）に「TAKARA GOLF MEMBERS CARD」と身分証明書を持参して頂き、所定の用紙にご記入の上、払い戻しの申し込みをしてください。未使用残高を現金で払い戻しさせて頂きます。(残額が50,000円を超える方は銀行振込となります。)店舗にお越し頂けない方は、郵送にてご対応させて頂きます。郵送の場合は郵送料を残高に加算した金額を銀行振込にてご返金させて頂きます。(振込手数料は当社が負担します。)
＜練習場払戻し受付へのお問い合わせ先＞
電話番号：06―6720―4917　(受付時間　９：00～17：00　※ＧＷ期間の５／３～５／６を除く)
＜本件に関するお問い合わせ＞
株式会社エイユウ　「タカラゴルフメンバーズカード払戻し事務局」
電話番号：06―6722―2757　(受付時間：祝日を除く、月～金曜日　９：00～17：00)
令和７年３月27日
大阪府東大阪市渋川町三丁目７番11号
株式会社エイユウ